

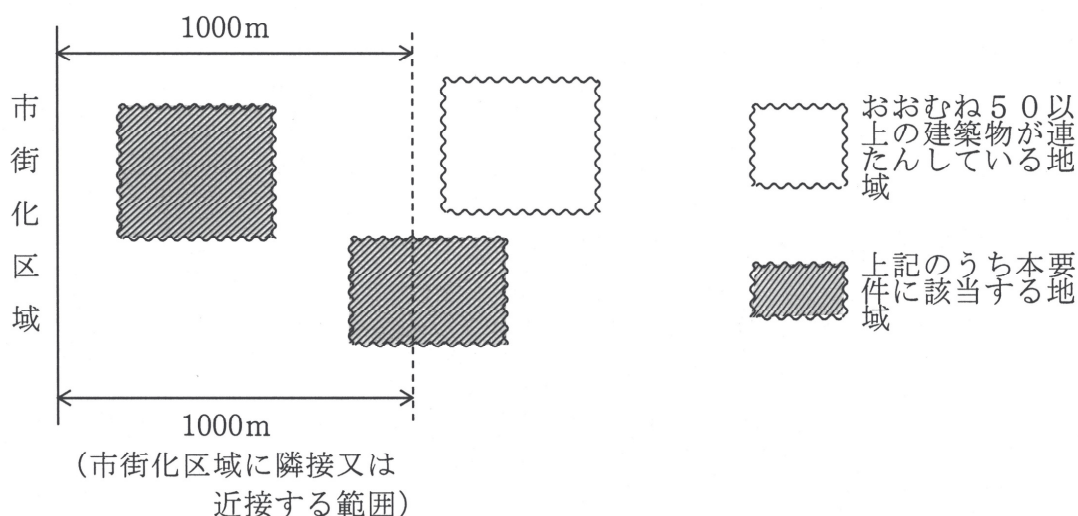
〔参考〕既存宅地の確認 「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」 （平成12年法律第73号）の施行日（平成13年5月 18日）をもって既存宅地確認制度は廃止	旧法43条1項6号 イ
--	-------------------------

◎立地基準編第7章（P138～P149）

1 要件1について

「おおむね50以上の建築物が連たんしている地域が、市街化区域から1000メートルまでにかかる場合」については、次の(例1)のとおりとする。

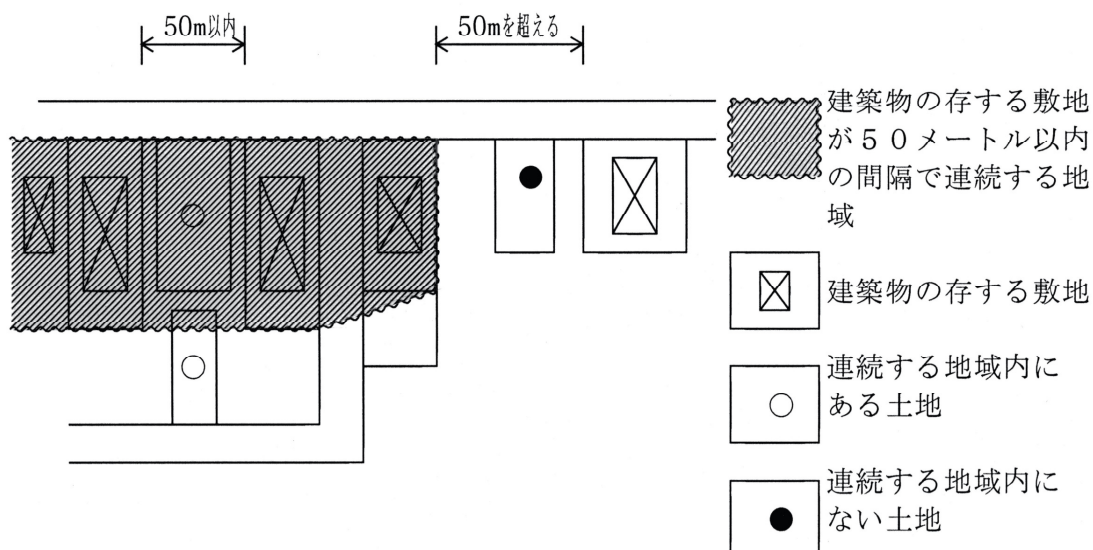
(例1)



2 要件3について

(1) 「建築物の敷地（建築基準法施行令第1条第1号にいう敷地）が50メートル以内の間隔で連続する地域内にある場合」については、次の(例2)のとおりとする。

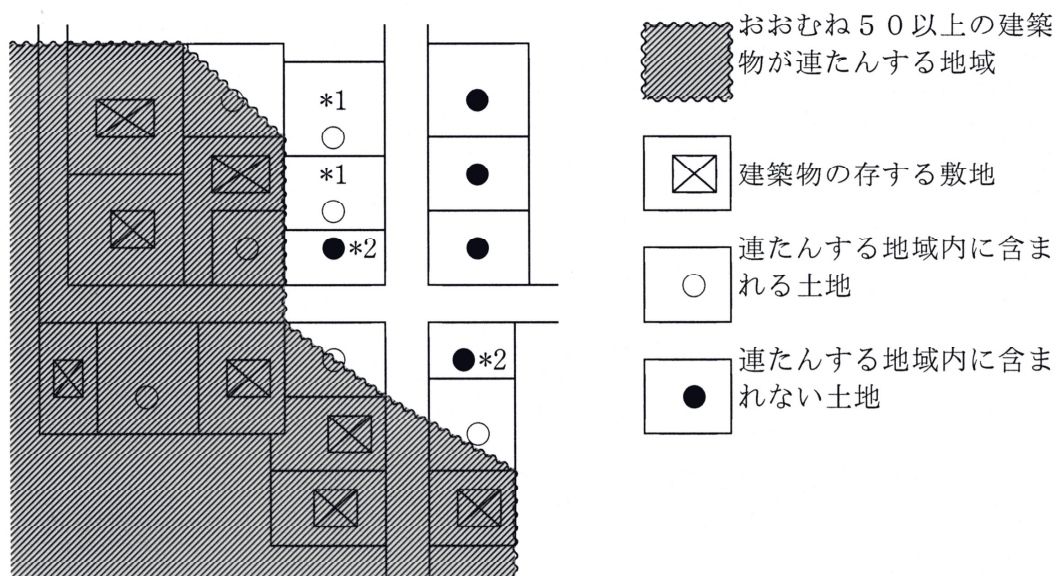
(例2)



(2) 「おおむね 50 以上」とは、原則として 50 以上をいうが、建築物が連たんしている地域内における建築物の戸数密度が 1 ヘクタール当たり 15 戸以上と認められる場合等集落としての集積の程度が高い場合その他特にやむを得ないと認められる場合であり、かつ、地元市町村の土地利用計画及び周辺地域の状況等に照らし支障のない旨の当該市町村長の意見書がある場合にあっては 45 以上をいう。

(3) 「おおむね 50 以上の建築物が連たんしている地域内」とあるが、当該地域の隣接地の取扱いは次の(例 3)のとおりとする。

(例 3)



* 1 連たんする地域内の建築物が存する敷地に隣接している土地は、「連たんする地域」に含まれるものとする。

* 2 連たんする地域内の建築物が存する敷地に隣接していない土地は、「連たんする地域」に含まれない。

(注) 上図は、「連たんする地域の隣接地」の取扱いを例示するためのものであり、「連たんする地域」は模式的に図示したものであるので注意すること。

※ 本取扱いにおいて「旧法」とは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）」による改正前の都市計画法をいう。